

議案第 33 号

天理市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
天理市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
天理市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年 3 月天理市条例第15号）
の一部を次のように改正する。

附則第 3 条を次のように改める。

（平成20年度における保険料率の特例）

第 3 条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この条において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成20年度の保険料率は、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、同条第 1 号に該当するもの 40,670円
- (2) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 2 号に該当するもの 40,670円
- (3) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課

されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 44,590円

(4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 49,000円

(5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 49,000円

(6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 52,920円

(7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 56,840円

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。